

サーバー型サービスと放送との関係

1 サーバー型サービスの概要

「サーバー型サービスは、地上デジタルテレビジョン放送や衛星デジタルテレビジョン放送の番組を、メタデータ(番組の属性を示す情報)を活用できる受信機器(サーバー)によって、①蓄積しつつ視聴(リアルタイム型)し、又は、②蓄積後に視聴(蓄積型)するものであり、視聴者がメタデータを使って好みのシーンを検索して視聴すること等ができるサービスである。」

2 サーバー型サービスと放送との関係

「サーバー型サービスは、リアルタイム型、蓄積型のいずれについても、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」(放送法第2条第1号)であることから、放送法上の「放送」に該当し、放送としての規律を受けることとなる。

このサービスを現在の放送の実態と比較すると、放送を、①視聴と同時に録画する場合、②録画した後で視聴する場合と同様であり、現在の放送と異なった扱いをする理由はないものと考えられる。

この点、録画した後に視聴すること(蓄積型)のみを行うサービスは、現在の放送のような「公衆による同時視聴」を前提とするサービスではないため、「放送」に該当しないとすることも考えられるが、これでは、このサービスには番組準則等の適用が行われず、視聴者利益を確保できなくなることから、適当ではないと考えられる。

ただし、今後、サーバー型サービスが普及し、その具体的な視聴形態等が明らかになった段階で、①蓄積型については視聴者の同時視聴を予定していないことや、②放送、通信又は蓄積媒体のいずれによって与えられるかを問わず、メタデータが放送番組の視聴に活用される場合には、サーバー型サービスは従来の放送以上に視聴者にインパクトを与える可能性があること、等のメディア特性を十分に踏まえ、より適切な放送規律を設けることについて検討することが必要と考えられる。

なお、前述のとおり、「放送」は公衆が直接受信した上で「同時に視聴」するか「異時に視聴」するかを問わないものと解すべきであるが、これを法文上明確にするかどうかについては将来的な課題として更に検討することが適当である。」